

令和7年度

重要事項説明書（第二吉備こども園のしおり）

（岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
（平成26年市条例第122号）第5条第1項に定める「重要事項を記した説明文書」）

〈令和6年10月16日現在〉

1. 事業の目的

社会福祉法人 吉備福祉会 第二吉備こども園（以下「当園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、乳児及び幼児（以下「園児」という。）の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援し、最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

2. 運営方針

- (1) 当園は良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために必要な環境が等しく確保されることを目指す。
- (2) 当園は教育・保育の提供に当たっては当園を利用する乳幼児及び幼児の（以下「園児」という。）最善の利用を考慮しながら園児の意思及び人格を尊重し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めるものとする。
- (3) 当園は教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭との密接な連携の下、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育・保育を一体的に行う。
- (4) 当園は地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、岡山県、岡山市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設、その他の学校又は、保健医療サービス者若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。
- (5) 当園は児童福祉法、子ども・子育て支援法、岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令・通知等を遵守し、運営を行うものとする。
- (6) 当園はお子様を三つ子の魂百までといわれる大切な時期にお預かりしている園として、職員の質の向上を目的とし、研鑽を積むものとする。また地域、保護者の方も交え、生涯学習を行うことにより、地域と共にある園を目指す。

3. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人吉備福祉会
代表者氏名	理事長 槌田 国朗
法人の所在地	岡山市北区平野1071-1
法人の連絡先	電話番号 086-293-1166 (086-293-7575) F A X 番号 086-293-7000

4. 第二吉備こども園の概要

名称	第二吉備こども園
所在地	岡山市北区庭瀬1032-1
認可年月日	平成30年4月1日
連絡先・ホームページ	電話番号 086-293-7777 FAX番号 086-293-7755 URL https://daini.kibifukushikai.jp/ 上記HP内に相談窓口があります。
園長氏名	難波 郁子
利用定員	満3歳以上～就学前の子ども 3名（1号認定） 満3歳以上～就学前の子ども 55名（2号認定） 満1歳以上～満3歳未満の子ども 36名（3号認定） 満1歳未満の子ども 9名（3号認定） （保育対象年齢 6か月から就学前まで）
職員数	27名（内学校医3名）
実施する事業	延長保育事業、一時預かり事業
嘱託医	内科・小児科 御南クリニック 内科医 岡田 康司 （岡山市北区今保557-16） 歯科 脇本歯科医院 歯科医 脇本 昌廣 （岡山市北区西花尻1239-1） 眼科 川島眼科 眼科医 川島 幸夫 （岡山市北区庭瀬223-1） 薬剤師 おくすりカフェめばえ薬局 薬剤師 浅原 麻美 （岡山市中区中井285-5） ※都合により、変更になる場合があります。

5. 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで 【1号認定は金曜日まで】	
開所時間	午前7時00分から午後7時00分	
	教育標準時間 〔一時預かり(幼稚園型I時間) ※1〕	午前8時30分～午後1時00分 〔午前7時00分～午前8時29分〕 〔午後1時01分～午後7時00分〕
	保育標準時間 〔延長保育時間※2〕	午前7時00分～午後6時00分 〔午後6時01分～午後7時00分〕
	保育短時間※3 〔延長保育時間※2〕	午前8時30分～午後4時30分 〔午前7時00分～午前8時29分〕 〔午後4時31分～午後6時00分〕 〔午後6時01分～午後7時00分〕
休所日	(共通) 日曜日、国民の祝祭日 【1号認定】 土曜日(土曜日等休所日が登園日になった際には、翌開園日に代休が生じます。) 学年始休業(4月 1日～ 4月 4日) 夏期休業(8月12日～ 8月15日) 冬期休業(12月25日～ 1月 4日) 学年末休業(3月25日～ 3月31日) 【2号・3号認定】 年末年始(12月29日～ 1月 3日)	

※1 行事等、園より時間指定がある場合、一時預かり利用料は発生いたしません。

※2 土曜日は延長保育を行っていません。

※3 行事等、園より時間指定がある場合、延長利用料は発生いたしません。

6. 施設・設備の概要

敷地	1318.04㎡		
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 517.73㎡		
施設の内容	乳児室2室	69.4㎡	調理室 27.35㎡
	ほふく室1室	28.35㎡	調乳室 1.2㎡
	保育室4室	169.62㎡	屋外遊技場 489㎡
	医務室	7.36㎡	乳幼児用トイレ 2箇所
設備の種類	冷暖房設備、自動火災報知設備、AED設置、簡易プール、空気清浄器		

7. 職員体制（令和6年10月16日現在）

職名	人数		職名	人数	
	常勤	非常勤 (パート、派遣、嘱託)		常勤	非常勤 (パート、派遣、嘱託)
園長	1	—	事務員	1	—
主幹保育教諭	1	—	用務員	1	—
保育教諭	12	4	嘱託医(内)	—	1
看護師	—	1	嘱託医(歯)	—	1
栄養士	2	—	嘱託医(眼)	—	1
調理員	—	—	学校薬剤師	—	1

※当園は、「岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岡山市条例第96号）」に定める職員配置基準を遵守するため、上記に定める員数のほか、必要に応じて職員を配置することとしています。

8. 提供する教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下の教育・保育その他便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育事業の提供

5に記載する時間において教育・保育を提供します。その他教育・保育の内容については「本説明書の21」以降を参考にしてください。

(2) 子育て支援の提供

月、水、金の午前10時00分から午前11時30分まで園庭を解放し、子育て相談を受付けます。

(3) 給食

児童の年齢により下記のとおり食事の提供を行います。

当園の給食の方針	岡山市の献立を活用しバランスの取れた給食を提供します。又、食育に関する年間指導計画を作成し、栄養士による園児への食育指導を行います。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	食物アレルギーがあり、園での生活に配慮が必要な場合は、厚生労働省様式「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を当園に提出してください。個別にご相談の上、生活管理指導表に基づき除去食で対応します。対応が難しい場合は、弁当を持参して頂く場合があります。
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 特定給食施設事業開始届を岡山市保健所へ届出済みです。 調理員及び乳児保育担当職員等は、毎月検便を行っています。

栄養給与目標（給食・おやつでとりたい栄養量の目安）

	エネルギー Kcal	蛋白質 G	脂質 G	カルシウム Mg	鉄分 Mg	ビタミンA μg	B1 Mg	B2 mg	C mg
3歳未満児	500	16.3	11.2	230	2.3	200	0.27	0.30	20
3歳以上児	574	18.7	12.8	270	2.5	225	0.31	0.34	23

9. 利用の開始または利用の終了に関する事項

(1) 利用の開始について

【1号認定】

当園の1号認定希望の方は、説明会参加の上、入園願と支給認定申請書を提出してください。利用申し込みをされる場合には、事前に当園の施設見学をしていただくなど、当園の運営方針や保育内容等を十分にご承知ください。その後、入園テスト並びに保護者面談の上、内定通知発送となります。内定通知後、健康診断及び説明会を開きます。その後、同意書を提出して頂きます。選考にもれた場合の書類は、処分させていただきます。

【2号・3号認定】

当園を利用するためには、居住する市町村に保育必要事由に該当する認定（2号・3号）を受け、岡山市の利用調整を経て施設利用決定を受ける必要があります。詳しくは居住する市町村の窓口にお尋ねください。また、居住する市町村に当園の利用申し込みをされる場合には、事前に当園の施設見学をしていただくなど、当園の運営方針や保育内容等を十分にご承知ください。利用決定した後は当園に対し、必要な書類を提出して頂きます。

(2) 利用の終了について

当園の利用は、以下の理由により終了します。

- ① 園児が小学校に入学するとき。
- ② 保護者の方の法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。なお、教育・保育の必要性の事由の認定については居住する市町村の窓口にお尋ねください。
- ③ 保護者の方から退園の届出があったとき。なお、退園届は退園希望月の当月10日までに必ず提出ください。
- ④ その他、当園の利用継続に当たり重大な支障や利用継続困難な理由があるとき。
- ⑤ 保護者から徴収する授業料及び保育料等において、次の場合の原因が生じたとき
 - ア 滞納が3ヶ月以上の場合
 - イ 利用料等の滞納額が1家庭10万円に達した場合
 - ウ 上記による滞納が度々発生し、当園の要請にもこれが是正されない場合

10. 当園と保護者の連絡について

(1) 当園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすために、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。当園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、原則1歳の誕生日を迎えるまでは連絡帳を活用します。

体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、ご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせください。

(2) 毎月末に、園だよりを発行します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。

(3) 体調不良等の緊急連絡は電話にて行いますので、日中、必ずつながる父母の携帯電話番号・職場の電話番号を当園までお知らせください。

(4) 重大な災害等により教育・保育が困難になった場合や園児に危険が迫っている場合等、休園や避難先などのお知らせするための緊急情報配信システムの登録をお願いしています。

登録のない場合には園発信の情報をお伝えできません。

1.1. 当園のご利用に際し留意していただくこと

登園時間	<ul style="list-style-type: none"> ・登園は9時00分までにご利用をお願いします。 ・9時00分からクラス活動が始まります。
登園について	<ul style="list-style-type: none"> ・ICタグをタッチした後、検診の職員にお子様の体調や連絡事項をお知らせください。 ※検診は、必ず保護者の方と一緒に受けてください。 ・駐車場や門でお子様と別れないようにしてください。 ・おもちゃ、シール、お金、お菓子などは誤飲や誤食、紛失等を防ぐために持って来ないでください。
欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、7時から9時の間にご連絡ください。事前に分かる場合は、早めにお知らせください。 第二吉備こども園 TEL : 086-293-7777 ※連絡が無い場合、お子様の安全確認の為、保護者の方に連絡をさせていただきます。
降園について	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の場合等で、お迎えが園の閉門の時間より遅れる時や、お迎えの人が誓約書送迎者以外の方になる場合には、必ず電話等での連絡をお願いします。 連絡が無い場合は、原則としてお子様をお渡しできません。 また、安全上、中学生以下の人にはお渡しできません。 ・お迎えに来られたら、職員から伝達事項を聞いてからICタグをタッチして降園してください。 ・連絡事項やその日の活動については掲示してお知らせしています。掲示板を確認した上で、降園するようにお願いします。 ・降園後は、園庭や駐車場で遊ばずに帰りましょう。 ・忘れ物が無いか、またお子様の物かどうか持ち物の確認をして帰ってください。 ・<u>出入口の門は、お子様の安全のため、必ず保護者の方が鍵をかけてください。</u>
毎朝の検温、体調の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・お子様の体調を知るために、必ずご家庭での検温をお願いします。 不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を行います。 登園前に、ご家庭で以下の点について確認してください。 ①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など <p>いつもと様子が異なっている場合は、園に連絡してください。</p>
発熱のある場合	本説明書の「27. 登園のめやすについて」を参考にしてください。
感染症について	本説明書の「29. 感染症について」を参考にしてください。
土曜日保育について	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日保育を希望される方は、「土曜日保育希望申し込み用紙」を、<u>必ずその週の木曜日の朝9:00までに検診または事務所に提出してください。</u> ※「土曜日保育希望申し込み用紙」は、その週の月曜日からお渡しします。 ・都合のつく場合は、家庭保育をお願いします。 ・土曜日保育は通常の保育と異なり、合同保育となり担任がいない日もあります。
変更届について	・住所、連絡先、勤務先、保護者等が変わった場合、変更届が必要です。事務所まで取りに来てください。

12. 保護者会について

保護者会があります。

13. 健康診断について

- (1) 内科健康診断・歯科健康診断・眼科健康診断
- (1) 年2回嘱託医による内科健康診断・年1回嘱託歯科医による歯科健康診断・年1回嘱託眼科医による眼科健康診断を行います。
- (2) 身長・体重測定
- (1) 毎月1回身長・体重測定を行います。測定結果については出席ノートに記載します。
- (3) 視力検査・聴力検査・尿検査
- 3～5歳児クラスは実施します。

14. 保護者の負担について

- (1) 月額授業・保育料

岡山市就園管理課からの「利用者負担額決定通知」を基に請求させていただきます。

- (2) 延長保育料

- ①保育標準時間認定に係る延長保育料

時 間	料 金
午後 6:01～午後 7:00	月額 2,500 円 日額 400 円
※月額利用の場合、前月末までに申込みをしてください。遅れますと、日額料金となります。 ※月額利用を解除したい場合、前月末までにお申し出ください。	

◇ただし、利用者のご家庭が生活保護受給者世帯又は

住民税非課税世帯（A・B階層）に該当する場合には料金は頂いておりません。

- ②保育短時間認定に係る延長保育料

時 間	料 金
午前 7:00～午前 8:29	月額 1,000 円
午後 4:31～午後 6:00	
※利用時間になりましたら、自動で料金が発生します。申込みは不要です。	

午後 6:01～午後 7:00	月額 2,500 円 日額 400 円
※月額利用の場合、前月末までに申込みをしてください。遅れますと、日額料金となります。 ※月額利用を解除したい場合、前月末までにお申し出ください。	

◇ただし、利用者のご家庭が生活保護受給者世帯又は

住民税非課税世帯（A・B階層）に該当する場合には料金は頂いておりません。

(3) 一時預かり事業利用料

幼稚園 I 型

幼稚園 I 型一時預かり事業は、利用料とおやつ代の両方ともかかります。

種類	時間		利用時の金額(おやつ代含む)
利用料 (日額)	(a)	午前 7:00~午前 8:29	1,150 円(150 円)
		午後 1:01~午後 6:00	
	(b)	午後 6:01~午後 7:00	400 円
利用料 (月額)	午前 7:00~午前 8:29		9,500 円(1,500 円)
	午後 1:01~午後 7:00		

※月額利用の場合前月末までに申込みをしておいてください。遅れますと、日額料金となります。

月額利用を申し込まれた場合、おやつ代も月額利用になります。

※月額利用を解除したい場合、前月末までにお申し出ください。

月額利用を解除した場合、おやつ代は日額利用になります。

(4) 実費徴収額

以下のとおり、保育に必要な実費を頂きます。

項目	内容・負担を求める理由・目的	金額	支払方法
給食費	【1号認定】主食費 副食費	月額 1,000 円 月額 3,000 円	口座振替
	【2号認定】主食費 副食費	月額 1,000 円 月額 4,500 円	
	【3号認定】保育料に含まれています。	—	—
口座振替手数料	口座振替に必要な手数料です。	50 円(税別)/1 回	口座振替
日本スポーツセンター共済掛金 (年間)	園の管理下(教育及び保育中・登園の途中など)において災害に遭った場合に適用される、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金です。	年額 200 円	口座振替
保護者会費	遠足代の補助、行事等の補助等、園と保護者との交流に役立てるため頂いています。	月額 500 円	集金袋をお渡ししますので、翌日より開園 5 日以内の支払いをお願いします。2 か月分まとめて(1,000 円)お支払いください。
物品代	別紙「物品注文用紙」参照。		—
遠足代	遠足時のバス代、入園料の一部を頂いています ※不足分は保護者会費より支払われております。	行き先により変わります。	遠足を行う前日までに集金しています。

(5) 支払時期・方法等

口座振替をする料金（振替日は月末締め翌月 15 日となります。15 日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日に引き落とします。）	
毎月：授業・保育料、給食費	毎回：口座振替手数料
実費：延長保育料	年間：スポーツ振興センター

園で集金する料金（集金袋にて集金します。）	
2ヶ月に一回：保護者会費	実費：遠足代、物品代

※口座振替の手続きについて

保護者名義の中国銀行の口座から振替ができるように手続きをお願いします。

中国銀行の口座がない場合は、口座を作って頂くようにお願いします。

入園時に「預金口座振替依頼書」に記入をお願いします。

(6) 利用料の滞納について

利用料等（授業・保育料、延長保育料、一時預かり事業利用料、実費徴収金）の滞納（振替口座への入金忘れ、現金の持参忘れを含みます。）について、以下の場合には、当法人は、当園の利用契約を解除して退園させることができるものとします。

①3ヶ月間以上口座振替不能となり、利用料等を滞納した場合

②利用料等の滞納額が1家庭10万円に達した場合

③上記による滞納が度々発生し、当園の要請にもかかわらずこれが是正されない場合

なお、利用料等を滞納した状態で退園となった場合には、当法人が運営する他の園への入園をお断りすることがあります。

(7) 集金について

2か月に1回保護者会費(500円×2か月分)を集金します。集金日前に集金袋を配布しますので、登園時に検診の職員へお渡しく下さい。

※配布する集金袋に前月の利用料明細書を封入しています。確認の上、ご家庭で保管ください。

(明細書に記載されている利用料は、指定の銀行口座より引き落としとなります。**集金袋には入れないようにしてください**)

(8) 幼児教育・保育無償化について

2019年10月から「子ども・子育て支援新制度」により幼児教育・保育無償化になりました。

○月額授業・保育料

3歳から5歳児クラスは授業・保育料が無償化になります。また、0歳から2歳児クラスで住民税非課税世帯(A・B階層)の場合は無償化対象になります。

○一時預かり事業利用料

幼稚園I型：岡山市より2号認定または2号認定と同等の認定を受けている場合、1日450円(上限月額11,300円まで)補助されます。

※詳細についての問い合わせは岡山市就園管理課(☎086-803-1432)へお願いします。

15. 賠償責任保険の加入

独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	園の管理下の負傷及び上覧の疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000万円～88万円 (通園中の災害の場合2,000万円～44万円)
死亡	園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上覧の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 (通園中の場合は 1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 (園の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円 (通園中の場合 1,500万円)
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死 (園の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円 (通園中の場合も同額)

16. 緊急時の対応について

- (1) 教育・保育の提供時に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡をし、嘱託医又はかかりつけ医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承願います。

◇嘱託医 「4 第二吉備こども園の概要」をご覧ください。

◇岡山市消防局西消防署 岡山市北区野殿西町427-1 TEL. 086-256-1119

◇岡山西警察署 岡山市北区野殿東町2-10 TEL. 086-254-0110

◇岡山西警察署吉備交番 岡山市北区平野997-1 TEL. 086-293-0038

17. 非常災害時の対策

- (1) 防災対策

消防計画作成(変更)届出書	岡山西消防署 令和3年7月1日提出
防火管理者	難波 郁子
避難訓練	火災・地震又は洪水、浸水等を想定した避難・消防訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知機・煙感知器、消防署へ通報する火災報告設備、誘導灯
防犯設備	監視カメラ
避難場所	園庭

(2) 気象警報等が発令された場合の取扱い

吉備中学校区に気象警報等が発令された場合、以下の対応となります

【1号認定】

- ・午前6時00分時点で、「各特別警報」「高齢者等避難」「避難指示」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令されている場合、園から連絡がなくても休園となります。
- ・登園後、発令された場合はお迎えをお願いします。
- ・上記以外の「警報」の発令時は、可能な範囲で家庭保育のご協力をお願いします。

【2号・3号認定】

		午前6時00分～開園(7時00分)までの間の発令	開園中の発令
気象警報 (気象庁発表)	気象警報 「暴風警報」 「大雪警報」 「暴風雪警報」	保育が必要な場合については通常どおり保育を実施しますが、可能な範囲で家庭保育へのご協力をお願いします	保育を継続しますが、できるだけ早くお迎えをお願いします
	特別警報	休園(終日)します	保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします
避難情報 (岡山市発表)	警戒レベル3 高齢者等避難	休園(終日)します	保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします
	警戒レベル4 避難指示	休園(終日)します	保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします

◎各園の状況によって、園の判断で休園する場合があります。

(3) 地震発生した場合の取扱い

	閉園後から開園までに発生	開園中の発生
震度5弱以上の地震	休園(終日)します ※園の施設等の安全確認のため	保育を中止しますので、園または避難場所へお迎えをお願いします

※警報発令時には、メールのご確認をお願いします。

18. 虐待防止のための措置

当園は、園児に対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・保育の放棄その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

◇ 岡山市こども総合相談所(児童相談所)

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号(岡山市保健福祉会館5階) TEL: 086-803-2525

◇ 岡山市北区中央福祉事務所

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 TEL: 086-803-1209

19. 教育・保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

(1) 当園の相談・苦情対応窓口について

- ◇ 相談・苦情受付担当者 横山 幸恵 武田 恵
- ◇ 相談・苦情解決責任者 難波 郁子
- ◇ 第三者委員 小林裕彦法律事務所 (担当 青木 祐也) TEL : 086-225-0091
法人 監 事 杉下 明子 TEL : 090-1353-2933
- ◇ 面接、電話、文書、メール等の方法により相談・苦情等を受け付ける他、事務所に「ご意見箱」を設置しています。




(2) 当園以外の相談・苦情受付窓口について

- ◇ 岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育課 指導係
岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL : 086-803-1227
- ◇ 岡山県運営適正化委員会 (社会福祉法人岡山県社会福祉協議会)
岡山市北区南方二丁目13番1号
(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階 TEL : 086-226-9400)

20. 教育・保育目標

0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・保健的で安全な環境を作り、疾病や異常は早期に発見し、快適に生活できるようにする。 ・姿勢を変える、移動する、自由に体を動かすなど、身体活動を安全で活動しやすい環境の中で楽しむ。 ・子どもの甘えなどの欲求を満たし、情緒の安定を図る中で、身の回りの保育教諭や子どもに関心を持ち関わろうとする。 ・発声や喃語に応答したり、優しく語りかけることによって発語の意欲を育てたり、言葉を使う事を楽しむ。 ・生活や遊びの中で、身の回りの物に対する興味や好奇心が芽生え、模倣や音楽に合わせて体を動かす。 ・身の回りの様々な物や外界に好奇心や関心を持ち、好きな玩具、遊具、自然物に自分から関わり十分に遊ぶ。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・保健的で安全な環境の中で、一人一人の欲求を満たし、生活の安定と情緒の安定を図る。 ・安心できる保育教諭との関係の下で、食事、排泄などの簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。 ・保育教諭を仲立ちとして、生活や遊びの中で言葉のやりとりを楽しみ、友達への関心を広げていく。 ・一人一人の子どもの関心を理解し、受容する事により子どもとの信頼関係を深め、自分の気持ちを安心して表す。 ・聴く、見る、触れる、味わうなど、周辺環境に関心を向け、探索活動を十分に行い、感覚の働きを豊かにする。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・保健的で安全な環境を作り、快適に生活できるようにする。 ・保育教諭との信頼関係の中で、快適な生活を送り、生活リズムを身に付ける。 ・身の回りに様々な人がいる事を知り、徐々に友達と関わって遊ぶ楽しさを味わう。 ・自由に活動できる環境を用意し、遊具の配分に注意し、運動機能を伸ばし、自立心を持つ。 ・様々な経験を通して言葉が豊かになり、自分の思いや気持ちを言葉で表し、言葉でのやりとりを楽しむ。
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣が身に付き、ほぼ自立できるようになる。 ・遊びや体験を通して、様々な物事への関心を持つ。 ・ルールのある遊びや、模倣遊びをする事を十分に楽しむ。 ・生活に必要な言葉が分かるようになり、言葉を交わす心地よさを体験する。
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分でできる事に喜びを持ちながら、健康・安全など生活に必要な習慣を次第に身に付ける。 ・友達とのつながりを広め、集団で活動することを楽しむ。 ・身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、身の回りの事物や数・量・形などに関心を持つ。 ・人の話を聞いたり、自分の経験した事や思っている事を話したりして、言葉で伝える楽しさを味わう。 ・感じた事や思った事、想像した事などを、様々な方法で自由に表現する。
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活を楽しみ様々な遊びを活発に行うと共に、基本的な生活習慣や態度を身に付ける。 ・周りの人との関わりの中で、友達を大切に思う心を育てて自己主張したり、相手の立場を考えたりしながら意欲的に生活や遊びを楽しむ。 ・身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さなどに感動する。

21. 園の一日

	〔3歳未満児〕		〔3歳以上児〕		
	3号認定児		2号認定児		1号認定児
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
7:00	開園 ○順次登園		開園 ○順次登園		開園
8:30		○登園		○登園	○登園
	○好きな遊び		○好きな遊び		
9:00	○各クラスで朝の集い		○各クラスで朝の集い		
9:20	○あそび		○クラスでの活動 (教育及び保育に必要な活動)		
9:40	○おやつ				
10:00	○あそび				
	○給食				
11:15			給食準備 ○給食		
12:00	午睡準備 ○午睡		午睡準備 ○午睡		
13:00			降園準備		
15:00	○目覚め		○目覚め		
15:20	○おやつ		○おやつ		
16:00	合同保育 ○好きな遊び		合同保育 ○好きな遊び		
16:30		○降園		○降園	
	○順次降園		○順次降園		
18:00	延長保育開始		延長保育開始		
19:00	閉園		閉園		

2.2. 登降園管理システムについて

- ・登降園時間は、通園かばんにつけた IC タグを受付機器にタッチすると記録されますので、毎日、忘れずに行ってください。

通園かばんを忘れた場合、またはタッチし忘れた場合は、職員へお知らせください。

- ・受付機器に表示されている時間が基準となりますので、余裕をもって登降園してください。
延長利用も記録された時間で料金を請求させていただきます。

※ただし、IC タグの打刻が 18 時以前であっても、18 時 1 分以降にお子様が発長保育中であった場合、お子様を受け渡した時刻で打刻を訂正させていただきます。その場合は、保護者の方に確認の上ご署名をいただきます。

- ・利用にあたり、システム会社へ個人情報(園児の名前・生年月日等の基本情報)の提供が必要になります。システム会社は「情報セキュリティマネジメントシステム ISMS」を取得しています。その資格に基づいて、園とシステム会社間で「個人情報の取り扱い」についても取り交わしをしています。

<登園時の流れ>

- ① 玄関に設置している受付機器の IC リーダーと、通園かばんにつけた IC タグを近づけます。
- ② 画面に表示された園児名を確認し、当日の健康状態を選んでタッチしてください。
※健康状態の選択の時に登園時間が記録されますので、必ずタッチしてください。
- ③ 以上で受付完了です。その後、画面は自動で切り替わります。
- ④ 当番職員とあいさつをします。
※伝達がある場合は、ここで当番職員にお知らせください。

<降園時の流れ>

- ① 職員とあいさつをします。伝達事項を聞いてください。
- ② 玄関に設置している受付機器の IC リーダーと、通園かばんにつけた IC タグを近づけます。
- ③ 画面に表示された園児名を確認し、「お迎えに来ました」をタッチしてください。
※ここで降園時間が記録されますので、必ずタッチしてください。
- ④ 以上で受付完了です。その後、画面は自動で切り替わります。



ICタグ

2.3. IC タグについて

- ・IC タグが破損や紛失した場合には、実費で購入させていただきます。
- ・キャラクターシール等、貼らないでください。
- ・受付機器の画面の操作や IC タグのタッチは、必ず保護者の方が行い、園児は触らないようにしてください。
- ・何かあれば事務所までお尋ねください。

24. 個人情報の取り扱いについて

当園は個人が特定、識別できる情報の取り扱いについては、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めます。保護者の皆様も、個人情報保護とその取扱いに十分気を付けてください。

※運動会・発表会などで撮影した映像を動画サイトやSNSに載せないでください。

25. 保健衛生について

- ・爪はきれいに切りましょう。
- ・手洗い、うがいを習慣づけましょう。
- ・朝食をしっかり食べて、排便をすませて登園しましょう。
- ・家庭で体調の異変が見られたら、登園時にお知らせください。子どもは症状が急変する場合があります。体調がすぐれない場合には、無理をせずお休みしましょう。次ページの『登園のめやす』を参考にしてください。
- ・朝の検診時、発熱や目の充血等異常がある場合は、医師の診察をおすすめすることがあります。
- ・在園中に、体調の異変や38.0℃の発熱が見られる場合には、緊急連絡させていただきます。緊急連絡先には必ず連絡が取れる連絡先を記入するようにしてください。
- ・明らかに日頃の様子と違う場合は、発熱等が見られなくても連絡をする場合があります。
- ・保護者と連絡が取れない場合や園児の状態が急変し緊急を要する場合は、当園の嘱託医に連絡を取るなど、医療機関への必要な処置を講じます。
- ・気管支拡張剤テープを貼って登園するときは、テープに園児の名前と貼った日付を記入してください。また、登園時に検診の職員に貼っている場所を見せてください。降園時も職員と一緒に確認してください。
- ・予防接種を含む登園前の受診をした後は、医師の判断で登園可能と言われた場合のみ登園できます。必ず医師にご確認下さい。
- ・予防接種は、できるだけ降園後やお休みの日に受けるようにしてください。副反応など体調の変化が起きる可能性がある為です。
- ・家庭で、けいれんやひきつけが起きた時は、登園時にお知らせください。配慮が必要な場合は、面談をさせていただきます。

26. 登園のめやすについて

※各項目に1つでも当てはまる場合は、登園を控えてください。

※お子様の健康と、集団感染拡大の防止にご協力ください。

発熱の時	①	24時間以内に38度0分以上の熱が出た
	②	解熱剤を使用している
	③	朝から37度5分を超えた熱があることに加え、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく、朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である
下痢の時	①	24時間以内に複数回の水様便がある
	②	食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする
	③	下痢と同時に体温がいつもより高い
	④	朝、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなど
嘔吐の時	①	24時間以内に複数回の嘔吐がある
	②	嘔吐と同時に体温がいつもより高い
	③	食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなど
咳の時	①	夜間、しばしば咳のために起きる
	②	ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある
	③	呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる
発疹の時	①	発熱と共に発疹がある
	②	感染症による発疹が疑われ、医師より登園を控えるよう指示された
	③	口内炎が酷く、食事や水分が摂れない
	④	発疹が顔面等があり、患部を覆えない
	⑤	滲出液が多く、他児への感染の恐れがある
	⑥	かゆみが強く手で患部を掻いてしまう

※受診した場合、医師の診断に従ってください

『厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン 2018年改訂版』より

27. 与薬について

- ・ 原則として、園では園児に与薬することはできません。飲み薬・目薬・貼る薬・塗り薬などすべての薬が対象です。
- ・ 医師の診察を受けるときは、園では与薬してもらえないことをお伝えの上、在園中に与薬を受けなくても済むような処方をお願いしてください。(例：朝・夕の1日2回の服用など)
- ・ どうしても在園中に与薬が必要な時は、保護者が来園してお子さまに与薬してください。
- ・ 慢性疾患（てんかんなどのように経過が長引くような病気）の日常における与薬や処置については、医師の指示書に従うとともに、保護者及び園の連携が必要ですので、ご相談ください。協議した上で対応させていただきます。

※園における与薬に関し、その他ご質問や不明点につきましては、個別にご相談ください。

28. 感染症について

- ・ 集団で長時間生活を共にする場において、一人一人の園児が毎日快適に生活できるよう、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことが重要ですので、保護者の方のご理解とご協力をお願いします。
- ・ 感染症から回復し登園を再開する際には、感染症の種類によって、医師の意見書又は保護者が記入する登園届が必要です。登園時に提出してください。

※意見書と登園届は園にあります、園のホームページからダウンロードが可能です。

医師が意見書を記入する感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
ましん 麻疹 (はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
ふうしん 風疹 (3日はしか)	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
すいとう 水痘 (水ぼうそう)	発疹出現1~2日前から痂皮形成(かさぶたができる)まで	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
いんとうけつまくねつ 咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
りゅうこうせいかくけつまくえん 流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
ひやくにちぜき 百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排せつ習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

* 発疹(ほっしん、はっしん：皮膚にできる小さいできもの) * 発症(はっしょう：病気の症状が現れること)

* 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている

* 上記感染症には別名があり、医師によっては違う病名を言われることがあります。出席停止が必要かどうかは医師にご確認ください。

『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)』より

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入する感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
ようれんきん 溶連菌 感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
てあしくちびょう 手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
でんせんせいこうはん 伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
たいじょうほうしん 帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
とっぱせいほっしん 突発性発疹	—	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること(発症した日を0日、解熱した日を0日と数える)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過していること(発症した日を0日とする、症状軽快した日を0日とする) ※無症状の場合は、検体採取日を0日とする

* 抗菌薬：細菌を壊したり、増えるのを抑えたりする薬

* 水疱：みずぶくれ

* 潰瘍：皮膚や粘膜の一部が欠けてしまった状態のこと

* 呼吸器症状：せき・たん・胸痛・呼吸困難・喘鳴(呼吸するときに起きるゼイゼイ、ヒューヒューという音)・チアノーゼ(血液中の酸素が少なくなり、皮膚や粘膜が紫藍色になること)などの症状

* 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としている

* 上記感染症には別名があり、医師によっては違う病名を言われることがあります。出席停止が必要かどうかは医師にご確認ください。

『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)』より

29. 持ち物について

- ・通園かばんの中に、お箸セット、出席ノートを入れて、毎日持ってきましょう。
(0歳児・1歳児クラスは、口拭き用タオル3枚、食事用エプロン3枚を持ってきてください)
- ・汚れたものを持ち帰るために、ビニール袋を使用します。毎日、必要枚数を持って来てください。
※ビニール袋にも記名をお願いします。
- ・ハンカチ、ティッシュはスモックのポケットに入れて、毎日持って来る習慣をつけましょう。
(3歳児クラス以上) ※必ず、記名をお願いします。
- ・必要のないものは、園に持ってこないようにしましょう。
- ・引っかかったり壊れたりすることがあるので、通園かばんにキーホルダーをつけないでください。
- ・着替えをした場合、翌日必ず使用した枚数を持って来てください。
- ・使用済みの紙パンツは、毎日持ち帰りとなります。ご家庭で処分をお願いします。
また、使用した分の紙パンツの補充も忘れずをお願いします。

30. 水筒について

- ・水分補給がいつでも出来るよう、また感染予防のために、毎日、水筒にお茶もしくは白湯を入れて持って来てください。
- ・クラスごとに水筒を入れるかごを用意しているので、そのかごに入れてください。(かばんかけにかけると重みで倒れる危険性があります)
- ・水筒本体の見やすい位置に、園児が読めるように、ひらがなで大きく名前を記入してください。
また、コップ付きの水筒の場合はコップにも記入してください。(ひもや水筒の底は見えにくいので、書かないようにしてください)
- ・0・1歳児は自分で飲める水筒(マグやストロー付きのもの)を持って来てください。

31. 園指定の持ち物について

- ・制服 ・制帽 ・通園かばん ・手提げ袋 ・カラー帽子 ・座布団 ・座布団カバー

※以上のものは、園指定のものを使うようにしてください

※2歳児クラス以上が遊びや製作で使うクレパス、はさみ、のり、粘土、粘土ケース、道具箱、自由画帳等は子どもたちにとって使いやすいもので、安全性の高い物を選んで用意しています。短くなったり、なくなって補充したりする場合はなるべく園で購入してください。

3 2. 服装について

- ・制服・制帽を着用し、名札をつけて登園してください。自動車での登園でも制帽は必要です。きちんとかぶりましょう。(0歳児クラスは名札を左肩につけてください)
- ・活動しやすく、一人で着脱できる服を着用してください。(靴下も履きましよう)
- ・遊具などに引っかかったり、園児同士で引っぱったりする可能性があるため、体型に合ったもの、着脱しやすいものを着用してください。尚、以下の服装については危険や誤飲などの危険防止のためにも着用をお控えください。

〔スカート付きズボン・ガウチョパンツ・フリルのついた服・フードや紐の付いている服〕
〔スパンコール、パールが付いた服・サロペット等の上下が繋がっている服〕

- ・暑さ、寒さの調節は下着で工夫しましょう。
- ・靴は、足に合ったもので、脱いだり履いたりしやすいものを履くようにしてください。
- ・登園時に上着を着てきた時は、各クラス所定の場所へ置いてください。
(※引っかかると危険ですので、フードのない上着を着てください)
- ・長い髪は、飾りのついていないゴム(ナイロン製ゴムも不可)で結びましょう。
ピンは刺さる危険があるので園では使用しないでください。



◎上靴について

2歳児クラスより、上靴を用意してください。

園指定の上靴



無地で、絵がついていないもの。
履きやすく、足の上部が全ておおわれているため、
怪我をしにくい利点もあります。
絵柄が入っている華美な物はひかえてください。
※園でも購入可能なので、ご相談ください。



この部分があいている上靴は、
指が引っかかり履きにくいので
避けてください。

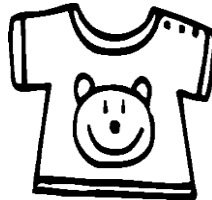
33. 記名について

- ・持ち物や衣類（下着、靴下含む）等、すべてのものに名前を書いてください。見えやすい場所に、また、園児が読めるように、すべてひらがなで大きな字で書いてください。
- ・名前の文字が薄くなっている場合には、きちんと書き直してください。

○ズボン・上の服（シャツ・Tシャツ・トレーナー等）…服のタグなど



○パンツ…表の前側



○紙パンツ…後ろ側

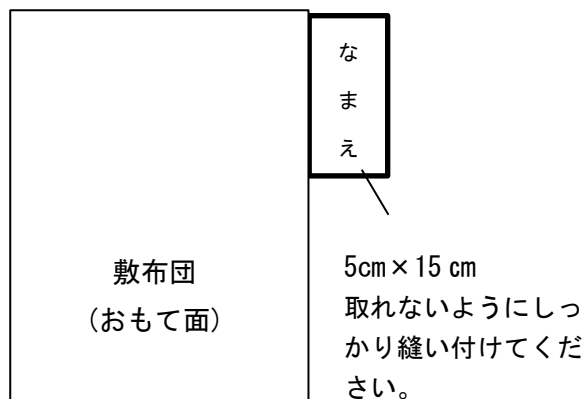
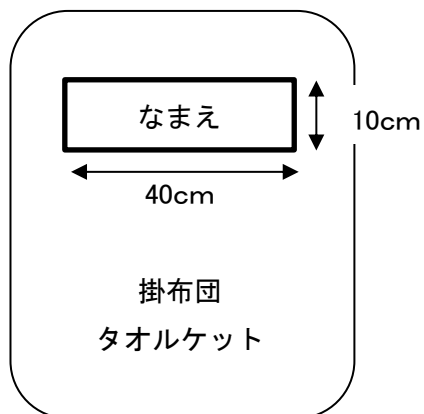


○靴下…裏側（底面）



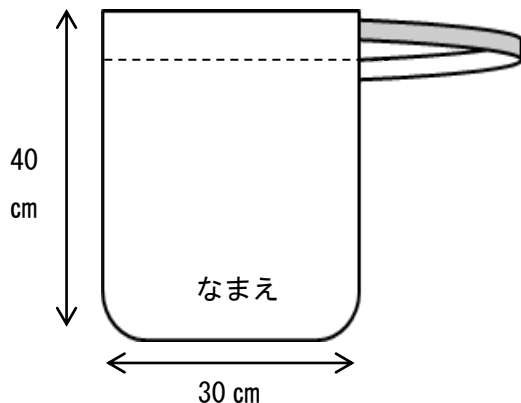
34. 午睡用布団について

- ・午睡用の布団1組を用意し、袋状のシーツカバーをかけてください。
- ※ベッドのマット等、厚みのある布団は避けてください。
- ・敷布団は幅約80cm、長さは身長に合わせてください。
- ・夏の掛布団はタオルケットを用意してください。（交換時期は掲示板でお知らせします）
- ・下図のように白い布に名前を書いて縫いつけてください。
- ・中身の布団にも名前を記入してください。
- ・布団袋は、園には置かず、持ち帰ってください。
- ・枕は不要です。

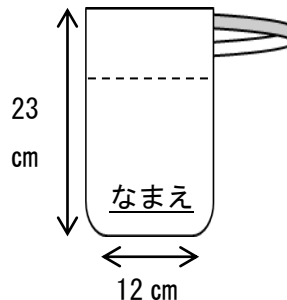


35. 入園時に準備するもの

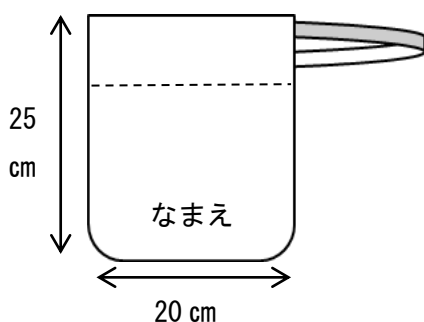
○着替え袋



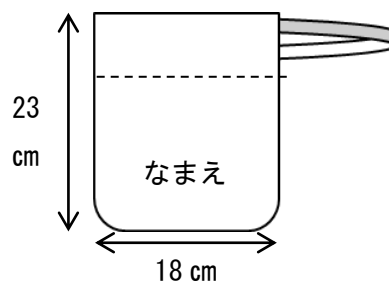
○お箸袋



○上靴袋 (2歳児クラス以上)



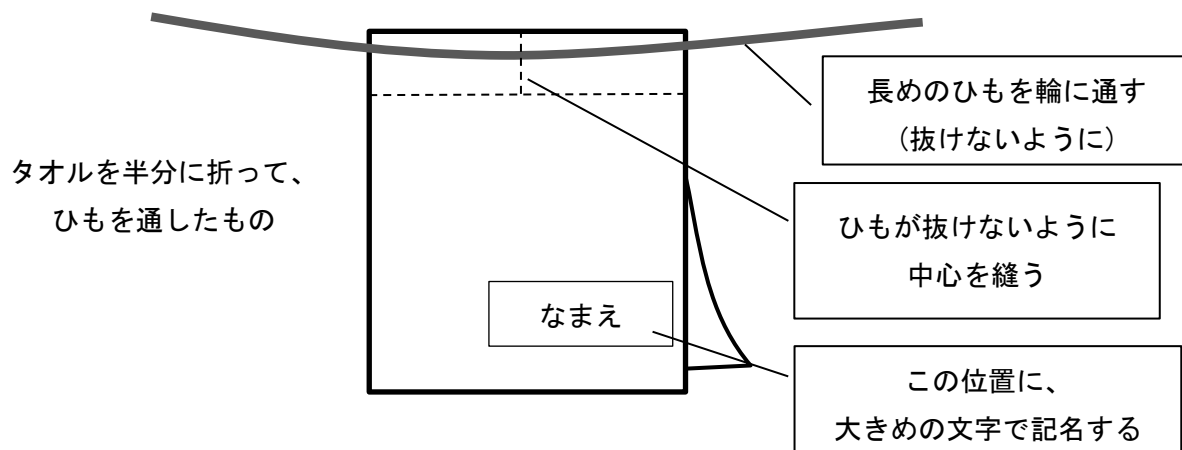
○コップ袋 (2歳児クラス以上)



※上記のサイズを参考に、
実際に袋に入れるものに合わせて調節してください。
(既製品でも可)

○食事用エプロン (0歳児・1歳児クラス)

・一日3枚準備してください



※シリコン製等、既製品でも可。枚数はタオルエプロンと同様を準備してください。

36. 駐車場利用について

- ・ 駐車場では、危ないので遊ばせないでください。また、お子様から目を離さないようにし、移動する時には、必ず手をつなぐようにお願いします。
※運転者はバックの際、十分ご注意ください。
- ・ 通用門の開閉は大人が行い、絶対開けたままにしないでください。また、鍵もきちんと閉めてください。
(門の上部のカバーもきちんとしめましょう)
- ・ **車のエンジンは止めましょう。また、車中にお子様を残したまま、車外に出るのはやめましょう。**
- ・ チャイルドシートは、必ず着用しましょう。
- ・ 園の敷地内ではたばこを吸ったり、ゴミ等捨てたりしないようにしてください。園児が触ったり誤飲したりする危険性があります。
- ・ 駐車場での盗難防止のため、車には鍵をかけ貴重品は身に付けるようにしてください。
- ・ **駐車場や園庭でお子様を連れたまま、長い時間立ち話をするのはお控えください。**
- ・ こども園接道では、歩行者に注意し、法定速度に関わらず最徐行をお願いします。
- ・ 駐車場からの出庫時には必ず一旦停止し、十分左右確認をしてください。
- ・ 駐車場内の事故について、当園では一切の責任は負いません。

**9時前後、17時30分前後は駐車場が大変混雑しますので、駐車時間の短縮にご協力ください。
なお、混雑時にはP5駐車場をご利用ください。**

37. ホームページについて

- ・ 「吉備福祉会」で検索していただくと、園からのお知らせを掲載しております。意見書や登園届等の園提出書類も掲載し、ダウンロードできるようになっていますのでご利用ください。
- ・ 「お問い合わせ」欄にメール送信欄がありますが、緊急の用件には対応しかねますので、直接、園にお問い合わせください。

令和7年度 年間行事計画(予定)

第二吉備こども園

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一号休み		日							一号休み 元旦	日	日
2								日				
3		憲法記念日			日			文化の日			豆まき お楽しみ会	ひなまつり お楽しみ会
4		日								日		身体計測
5	☆入園式	こどもの日			プール納め	★祖父母 お招き会	日		避難訓練			身体計測
6	日	振替休日		日	身体計測		お月見 お楽しみ会	お楽しみ会				お別れ遠足
7			☆参観日 保護者総会	七夕 お楽しみ会	身体計測	日			日			
8	☆新入園児 家庭訪問	お楽しみ会	日				身体計測				日	日
9				プール開き			身体計測	日				
10					日	身体計測			身体計測			お別れ会
11		日	身体計測		山の日	身体計測		☆親子遠足 (1・2歳児)	身体計測	日	建国記念の日	
12			身体計測		一号休み		日			成人の日	身体計測	
13	日			日			スポーツ の日				身体計測	避難訓練
14		身体計測				日		避難訓練	日	身体計測		
15		身体計測	日	☆個人懇談 (4・5歳児) ※25日まで			敬老の日			身体計測	日	日
16	身体計測			身体計測				☆きびっこ 鼓隊交流会 (4・5歳児)	日			
17	身体計測			身体計測	日	お楽しみ会						
18		日	お楽しみ会							日		
19						避難訓練	日	身体計測				☆卒業証書 授与式
20	日	☆親子遠足 (3・4・5歳児)	避難訓練	日	お楽しみ会			身体計測	☆発表会		避難訓練	春分の日
21				海の日		日	鼓隊予備日		日	お楽しみ会		
22			日		避難訓練						日	日
23	お楽しみ会	避難訓練				秋分の日		日		避難訓練	天皇誕生日	
24					日			振替休日	お楽しみ会	☆きびっこ 競技大会		
25	避難訓練	日		避難訓練			☆運動会		一号休み	日		一号休み
26							日					
27	日			日								
28						日			日			
29	昭和の日		日				運動会 予備日		年末の休み			日
30								日	年末の休み			
31					日				年末の休み			

☆…保護者参加行事 ★…祖父母参加行事 ※《きびっこ》と付いている行事は、4園合同行事です。

- 年3回 交通安全指導
- 年2回 内科健診
- 年1回 歯科健診
- 年数回 プーさん文庫(4・5歳児)
- 年数回 クッキング(5歳児)
- 年数回 サッカー教室(5歳児)

予定は変更になる場合があります。